

北区

子ども・子育て 支援計画 2020

概要版

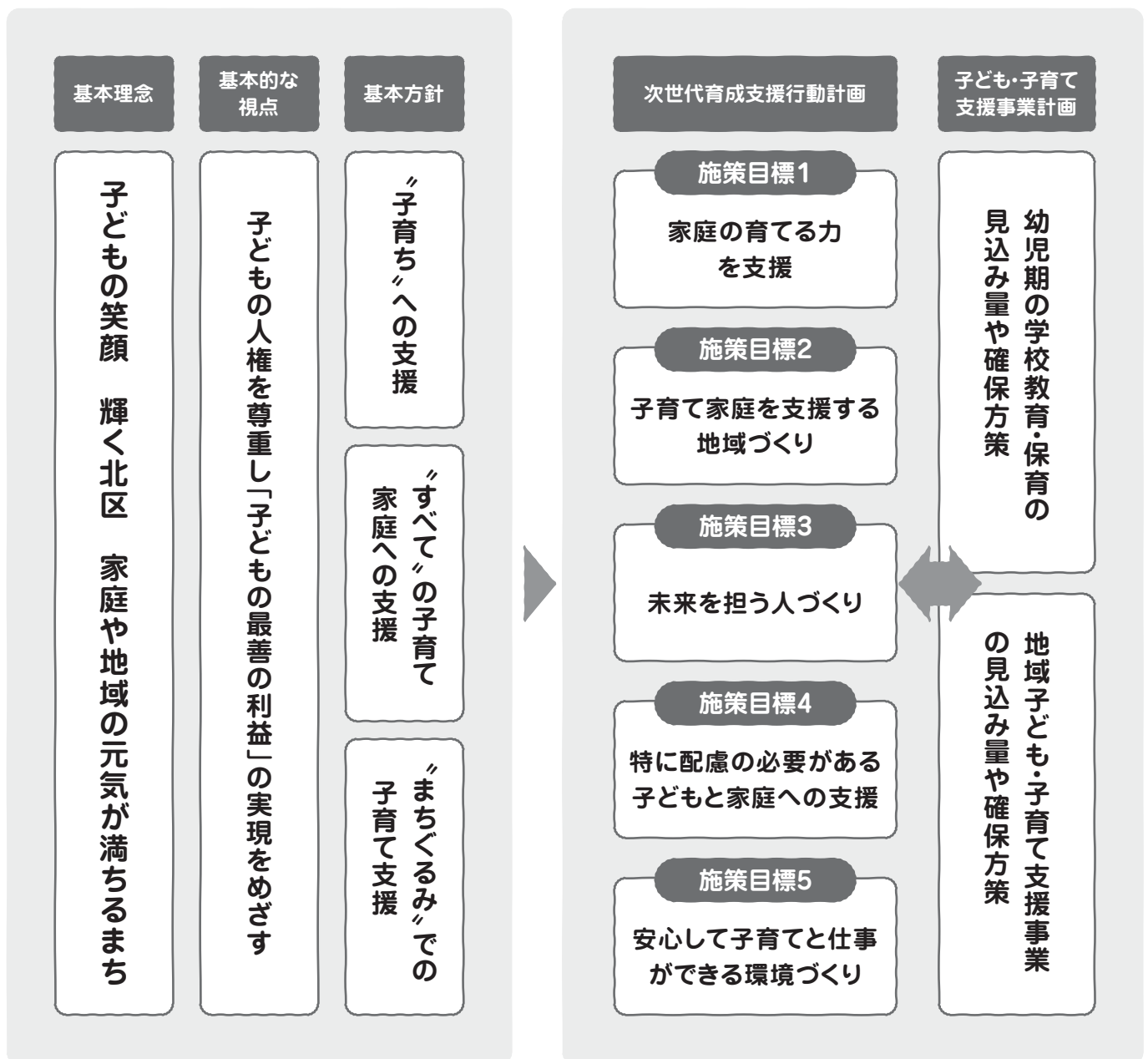


計画策定の背景と目的

北区では、平成27年度から31年度を計画期間として、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けた「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画2015」を策定し、施策を展開してきました。

計画期間の終了に伴い、「北区子ども・子育て支援計画2015」から引き続き、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするために、「北区子ども・子育て支援計画2020」を策定しました。

計画の体系



次世代育成支援行動計画

北区子ども・子育て支援計画2015では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成22年に策定された「北区次世代育成支援行動計画（後期計画）」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきました。本計画でもこの考え方を踏襲するとともに、個別目標では、主な取組により各事業の方向性を示し、計画を推進していきます。



施策目標 1

家庭の育てる力を支援

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、親育ちへの支援、経済的負担の軽減策などを推進していきます。

また、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、費用面の助成や適切な情報の提供、訪問指導、総合的な相談支援拠点の整備を行い、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。

個別目標

- (1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実
- (2) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (3) 親育ちへの支援
- (4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
- (5) 経済的負担の軽減

施策目標 2

子育て家庭を支援する地域づくり

地域の中で子どもが健やかに育つよう、地域ぐるみによる子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。また、支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。

個別目標

- (1) 地域における子育て家庭への支援
- (2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
- (3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
- (4) 地域における子育て支援の担い手の育成
- (5) 子どもの安全を確保する活動の推進



施策目標 3

未来を担う人づくり

次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。

また、子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どものこころとからだの健全な成長のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

個別目標

- (1) 就学前教育の充実
- (2) 教育の場における子育ての支援
- (3) 自己実現の場と体験機会の提供
- (4) こころとからだの健全な成長への支援
- (5) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

施策目標 4

特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

子どもの生命の安全を図り、家庭で安心して生活するために虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組を進めるとともに、妊娠期からの相談・支援体制、養育支援を必要とする家庭への支援、育児不安が強い保護者への個別支援、子どもの相談窓口の充実など切れ目のない総合的な支援を図ります。

また、特に配慮を必要とする、障害のある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援、及び多文化共生に向けた支援を進めます。

個別目標

- (1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援
- (2) 障害または特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
- (3) ひとり親家庭への支援
- (4) 生活困窮家庭への支援
- (5) 多文化共生に向けた支援

施策目標 5

安心して子育てと仕事ができる環境づくり

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくり、男女が共に担う子育てなどを一層推進します。

個別目標

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (3) 男女が共に担う子育ての推進



子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

1 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園（保育利用分）地域型保育

- 認可保育所の利用ニーズが高いことから、基本的に認可保育所を中心とした整備を進めます。
- 多様なサービスを選択できるよう、保育事業の充実を図ります。
- 地域ごとの偏在や需給バランスの不均衡が発生し、待機児童（※）が発生する可能性があります。その際は状況に応じて解決策を検討し、定員の拡大に向けた整備等を進めます。 ※平成31年4月1日時点で119名

令和6年度 目標	北区全域			赤羽地域			王子地域			滝野川地域			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
量の見込み	4,573	3,614	770	1,843	1,441	292	1,641	1,274	257	1,089	899	221	
確保方策	特定教育・保育施設※	5,230	3,281	721	2,277	1,335	297	1,653	1,099	244	1,300	847	180
	特定地域型保育事業※	0	277	116	0	64	30	0	95	36	0	118	50
	認可外保育施設等	0	88	26	0	56	18	0	32	8	0	0	0

※特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

(2) 幼稚園 認定こども園（教育利用分）

- 就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

事業名	事業内容
①利用者支援事業	子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。 ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等に努めます。 ③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
②地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
③妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。



事業名	事業内容																																	
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。																																	
⑤ 養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助または具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。																																	
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。																																	
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。																																	
⑧ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。 新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。																																	
⑨ 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。																																	
⑩ 病児病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。																																	
⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。 <table border="1" data-bbox="432 1025 1458 1258"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度 目標</th> <th>北区全域</th> <th>赤羽地域</th> <th>王子地域</th> <th>滝野川地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">量の 見込み</td> <td>1年生</td> <td>1,253</td> <td>485</td> <td>432</td> <td>336</td> </tr> <tr> <td>2年生</td> <td>1,033</td> <td>400</td> <td>356</td> <td>277</td> </tr> <tr> <td>3年生</td> <td>841</td> <td>326</td> <td>290</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,127</td> <td>1,211</td> <td>1,078</td> <td>838</td> </tr> <tr> <td colspan="2">確保方策</td> <td>3,565</td> <td>1,465</td> <td>1,145</td> <td>955</td> </tr> </tbody> </table> <p>各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録（一部児童館）の特例的な利用としています。</p>	令和6年度 目標		北区全域	赤羽地域	王子地域	滝野川地域	量の 見込み	1年生	1,253	485	432	336	2年生	1,033	400	356	277	3年生	841	326	290	225	合計	3,127	1,211	1,078	838	確保方策		3,565	1,465	1,145	955
令和6年度 目標		北区全域	赤羽地域	王子地域	滝野川地域																													
量の 見込み	1年生	1,253	485	432	336																													
	2年生	1,033	400	356	277																													
	3年生	841	326	290	225																													
	合計	3,127	1,211	1,078	838																													
確保方策		3,565	1,465	1,145	955																													
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。																																	
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。 ① 保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。 ② 私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。																																	

北区子ども・子育て支援計画2020（概要版）

発行年月:令和2年（2020年）3月

発行:東京都北区教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課

〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10 電話:03(3908)9097

刊行物登録番号

31-3-063

